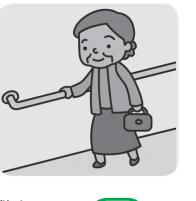
固定資産税の減額措置について住宅改修に伴う

バリアフリー改修

● 3月1号を 一定のバリアフリー改修を行っ 一定のバリアフリー改修を行っ 一定のバリアフリー改修を行っ のま分の1が減額されます。

▼適用対象

- 住宅であること。 ・平成19年1月1日に現存する
- ・65歳以上の方、介護保険法の・65歳以上の方、介護保険法の・65歳以上の方、介護保険法の。
 要介護もしくは要支援の認定を要介護もしくは要支援の認定を要介護もしくは要支援の認定を要介護もしくは要支援の認定を



自己負担)であること。30万円以上(補助金などを除くえ、床表面の滑り止め化)がえ、床表面の滑り止め化)が

・減額される範囲

は窓対象になります。 100㎡分に相当する部分のみに、100㎡分に相当する部分のは を超えるものは

▼減額される期間

度分改修工事が完了した年の翌年

◆申告の方法

申告書・領収書・工事費明細書中告書・領収書・工事費明細書の修後のなどの関係書類を添付し改修後の方以内に税務課へし改修後の方の図面・写真(改修前・し改修後のカ月以内に税務課へ

耐震改修工事

税が2分の1に減額されます。の住宅に一定の耐震改修を行っの住宅に一定の耐震改修を行って成2年12月31日までに既存

◆適用対象

- された住宅であること。 ・昭和57年1月1日以前に建築
- ・建築基準に適合した改修工事であ 震基準に適合した改修工事であ
- ・改修工事費が30万円以上であ

◆減額される範囲

は宅の床面積が120㎡まで 住宅の床面積が120㎡分に相当する部分のみに 120㎡分に相当する部分のみに、120㎡分に相当する部分のおいまで

▼減額される期間

平成27	平成25年~	平成24年	平成22年~	工事完了時期
1年度分	翌年度	2年度分	翌年度から	減額期間

▼申告の方法

以内に税務課へ提出してくださ次に掲げる書類を改修後3カ月次に掲げる書類を改修後3カ月

- 資産税減額規定の適用申告書・耐震基準適合住宅に係る固定
- ることの証明書(※)

価機関発行のものが必要です。 検査機関および指定住宅性能評 ※証明書は、建築士、指定確認

省エネ改修

に伴う減額措置

平成20年1月1日以前に建築された居住用の家屋(賃貸住宅を除く)について、平成20年4月1日から平成25年3月31日までに、一定の熱損失防止(省エで、一定の熱損失防止(省エージーンが行われた場合、改修工事が完了した年の翌年度分に事が完了した年の翌年度分に事が完了した年の翌年度分に事が完了した年の翌年度分に事が完了した年のといる。

◆適用対象

と併せて行う(ロ)~(二)の・次の(イ)の工事、または(イ)住宅であること

(ロ) 床の断熱改修(イ) 窓の断熱改修

工事であること。

- (ハ)天井の断熱改修
- (二) 壁の断熱改修
- 臣と国土交通大臣が協議して定※省エネ改修工事とは、総務大※(イ)の工事は必須です。

す。 することが必要です。 能評 部位も現行の省エネ基準に適合 確認 めた工事内容で、いずれの改修

◆減額される範囲

住宅の床面積が120㎡まで

減額対象になります。120㎡分に相当する部分のみに、120㎡を超えるものはのものはその全部が減額対象

▼減額される期間

度分改修工事が完了した年の翌年

♥申告の方法

以内に税務課へ提出してくださ以内に税務課へ提出してくださ次に掲げる書類を改修後3カ月

- との証明書(※) との証明書(※) との証明書(※)
- する書類・省エネ改修に要した費用を証

※証明書は、市では発行するこ※証明書は、市では発行することができません。登録された建築事務所に属する建築士・指定確認検査機関による証明が必要で能評価機関による証明が必要で店、建築事務所などにお問い合わせください。

問 伊奈庁舎税務課 □ 258-

2111 (内線1136)